

## 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保護者及び施設の負担軽減を図るため、市内に所在する民間の認定こども園、保育所（園）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業（以下、「認定こども園等」という。）において、使用済みおむつの処理にかかる補助金等を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業者)

第2条 補助事業等の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、認定こども園等を運営する事業者のうち0歳児、1歳児または2歳児の定員設定があり、使用済みおむつを施設で処理する民間事業者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助事業等の対象となる経費は、使用済みおむつを認定こども園等で処理するために必要な経費とする。

### (補助金等の額)

第4条 補助金等の額は、予算の範囲内において、補助事業者に10月1日時点の支給認定を受けた0歳児、1歳児または2歳児の在籍人数に300円を乗じた額を上限月額として交付できるものとする。

- 2 10月2日以降に認可された施設については、認可日の0歳児、1歳児または2歳児の在籍人数に300円を乗じた額を上限月額として交付できるものとする。
- 3 0歳児、1歳児または2歳児とは、年度の初日の前日における満年齢によるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付申請書（様式第1号）又は電磁的記録に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、第4条第1項に定める日の月末までに行わなければならない。ただし、当該申請を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定通知書（様式第2号）又は電磁的記録により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者

に通知するものとする。

3 市長は、補助金等の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、神戸市おむつ処理費用補助事業等実績報告書(様式第4号)又は、電磁的記録による報告を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに報告しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金額等確定通知書(様式第5号)及びその他市長が必要と認める書類又は、電磁的記録により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の補助金額確定通知を行った場合、補助金申請額と補助確定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定取消通知書(様式第6号)又は電磁的記録により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月1日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月5日より施行し、令和4年4月1日から適用する。

# 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

（申請者）※申請者は債権者登録情報と一致させること

所在地.....

法人名.....

施設名.....

標記補助金等の交付について、同補助金等交付要綱第5条に基づき、下記のとおり補助金等の交付を申請します。

## 記

補助事業等の名称	神戸市おむつ処理費用補助事業	
目的及び内容	使用済みおむつを施設で処理するため	
補助事業等の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金等の額	円	
	対象児童数____人 × 300円 × 対象月____月	
添付書類	・使用済みおむつを施設で処理していることがわかる書類 なお、前年度に本補助金を受けており、内容に変更等がない場合は新たに書類添付の必要はない。	

債権者登録有の場合 債権者登録番号：

債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振込口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義（カナ）			



様式第2号（第6条関係）

# 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月

（補助事業者等名） 様

〔施設名 〕

神戸市長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

## 記

補助事業等の名称	神戸市おむつ処理費用補助事業
補助金等の交付対象事業及びその内容等	神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>補助事業者は、神戸市補助金等の交付に関する規則、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付要綱、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付要領に従うこと。</li></ul>



様式第3号（第6条関係）

## 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（補助事業者等名） 様

〔施設名 〕

神戸市長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

### 記

#### 1 不交付とした理由

様式第4号（第7条関係）

## 神戸市おむつ処理費用補助事業等実績報告書

年 月 日

神戸市長 宛

法人名

所在地

代表者職・氏名

[施設名 ]

年 月 日付第 号で交付決定のあった下記事業について、  
その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	神戸市おむつ処理費用補助事業	
補助事業等の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金額	交付決定額	円
	実績額	円
		対象児童数____人 × 300円 × 対象月____月



様式第5号（第8条関係）

## 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金額等確定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（補助事業者等名） 様

〔施設名 〕

神戸市長

年 月 日付で交付決定した下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	神戸市おむつ処理費用補助事業
補助金等の確定額	円
特記事項	



様式第6号（第10条関係）

# 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定取消通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（補助事業者等名） 様

〔施設名 〕

神戸市長

年 月 日付第 号で交付決定した下記事業については、  
次のとおり交付決定を取消・変更したので通知します。

## 記

補助事業等の名称	神戸市おむつ処理費用補助事業
補助金等の額	円
取消・変更の理由	